平成２１年（フ）第４３７０号
札幌市北区新琴似１条５丁目３番７号　丸京マンション３号
債務者　吉田　あい
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３９４号
札幌市豊平区平岸４条５丁目２番22号フォーサイト平岸205号
債務者　兼平　健治
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９号
北海道江別市元江別本町34番地の１　フォレスタハウス壱番館204
債務者　山上　裕己
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９０号
北海道江別市元江別本町34番地の１　フォレスタハウス壱番館204
債務者　山上　典子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４号
札幌市豊平区西岡１条３丁目５番６号
債務者　長瀬　　洋
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８号
札幌市厚別区厚別中央３条５丁目２番15号サモアコート２―201号
債務者　寺山　幸雄
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２号
札幌市手稲区金山１条３丁目10番５号　プロムナード―103号
債務者　小野　里美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５２号
札幌市手稲区前田５条５丁目１番１号　プレミス稲積Ⅰ―203号
債務者　三村　町子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８号
福島県喜多方市豊川町一井字間々ノ上580番地１　市営一ノ堰団地１号棟２号、前住所福島県喜多方市豊川町一井字間々ノ上580番地１　市営一ノ堰団地８棟101号
債務者　藤田　藤子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第５００号
群馬県高崎市片岡町３丁目20番12号
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２６号
群馬県高崎市新田町１番地10　ユーハイツ301号
債務者　宮川　清美（旧姓千代）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２７号
群馬県高崎市箕郷町東明屋416番地８
債務者　佐藤　幹雄
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３６号
群馬県高崎市井出町1631番地２
債務者　齋藤　梨恵
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１２４号
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1250番地36
債務者　田村　孝男
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１２５号
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1250番地36
債務者　田村ムツ子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１２６号
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲1250番地36
債務者　田村　友香
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第５号
京都府舞鶴市字泉源寺1233番地１
債務者　西村　俊博
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係